

市中協議用文書「『IOSCO の信用格付機関基本行動規範』の格付機関による遵守状況のレビュー」(概要)

調査の背景及び目的

- IOSCO は、2004 年 12 月に、信用格付機関に関する基本的な行動規範（以下「IOSCO 行動規範」という。）を策定し、公表している。これは、それぞれの格付機関が当該行動規範に沿った活動を行うことによって、その格付け決定の透明性を高め、また利益相反を回避し、もって投資家の保護が図られることを目指しているものである。本行動規範の中でも明示されているとおり、個々の格付機関は、当該 IOSCO 行動規範に沿って自らの行動規範を策定し、公表することが求められているところである。（ただし、当該 IOSCO 行動規範には拘束力はない。）
- 本行動規範については、策定されて 2 年以上が経過していることから、今般、IOSCO は、以下の二つの目的で、個々の格付機関による IOSCO 行動規範の実施・遵守状況を調査したところである。
 - 各国の個々の信用格付機関が、この IOSCO 行動規範をどの程度採用しているのかの評価、
 - 現行の IOSCO 行動規範の条項のうちで、そのまま採用されていない（＝各格付機関によって何らかの変形がなされている）条項の傾向があるかどうか、ある場合は IOSCO 行動規範を修正すべきか、についての評価

調査結果の概要

- 調査対象：7つの国（豪、ブラジル、独、日、加（オンタリオ）、スイス、米国）の32の格付機関（例えば、米の Moody's、S&P の最大手のほか、中小規模のものも含まれている。日本からは、日本格付研究所（JCR）と格付投資情報センター（R&I）の二社が対象）
- 調査の結果、対象格付機関は、次の3つの分類のいずれかに該当することが判明。
 - IOSCO 行動規範をほとんど変更なく採用しており、変更を加えて採用している条項についてもその「説明」がなされている。
 - 最大手（Moody's、Fitch、S&P）及びそれよりは小規模な機関（日本の二社を含む）はこのカテゴリーに該当。

IOSCO 行動規範を部分的にしか実施しておらず、加えている変更についても十分な説明がなされていない。

ほとんどの中規模の格付機関はこれに該当。IOSCO 規範の多くに変形を加えて採用している社もあれば、相当の条項を採用していない社もある。(これは、これら中規模の会社の中にはそもそも付随業務をやっていないから、それに関する行動規範の条項は採用しようがない、といったことがある。)

そもそも自らの行動規範を公表していないか、公表していてもその行動規範は IOSCO 規範をほとんど実施していない。

調査対象中、最も多くがこれに該当し、ほとんどが比較的小さい規模の会社。(これらの会社については、そもそも IOSCO 規範の存在自体が知られていない、その国の言語に翻訳された IOSCO 規範が広く入手できない、といった要因がある。)

- このように、調査の結果、大規模な格付機関については概ね IOSCO 行動規範の遵守がなされている一方、中小規模の信用格付機関については、IOSCO 規範の実施が部分的なものにとどまっており、IOSCO 及びそのメンバーによる一層の啓蒙（公表及び説明）が、この格付をめぐる市場分野の競争力強化のために重要なステップであると結論されている。
- また、上記のほか、IOSCO 規範の見直しの可能性にかかる内容として、この規範は特定の格付機関に対象を限定しているものではないことの周知徹底等が記されているほか、個別の条項については、以下の4つの規定について、趣旨等をより明確にするような見直し等が有益ではないかとされている。

1) IOSCO 行動規範 1.15 (コンプライアンス・オフィサーの信用格付業務からの独立)

コンプライアンス・オフィサーを含め従業員の報酬は、会社の主たる業務である信用格付業務の収入にリンクせざるを得ない。従って、「信用格付業務からの独立」とは、コンプライアンス・オフィサーが会社から独立していることではなく、その指揮系統等が顧客からの影響を受けない体制であれば十分であることを明確化することを提案。

2) IOSCO 行動規範 2.5 (利益相反業務の分離及び付随業務の手続規定):

「付随業務」の定義がやや不明確。ただし、行為規範に具体的な定義を列挙するのではなく、むしろ信用格付機関自身が何を「付随業務」としているのかを開示する解決策を提案。

3) IOSCO 行動規範 3.9 (勝手格付に係る開示):

本行動規範には多くの変形が見られ、中に説明がなされていないものもあった。

そこで、勝手格付に関するこの行動規範には、3つの要素(＝ 勝手格付の方針に関するステートメント、格付けへの発行体の参加の開示、その格付けが発行体の要請により開始されたものかの開示)が含まれていることを強調することが重要ではないかとの指摘。

4) IOSCO 行動規範 4.1 (行動規範の公表):

現行規定では公表の手段が明確にされていない。インターネットを通じた開示を要求することを提案。

以 上